

## 住宅融資保険の利用に関する個人情報の同意書 兼 住宅融資保険の利用に関する同意書

全宅住宅ローン株式会社 御中 平成 年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

住所

氏名 印

住所

氏名 印

住所

氏名 印

私（申込者、連帯債務者、連帯保証人及び担保提供者をいいます。以下同じ。）は、全宅住宅ローン株式会社（以下「全宅住宅ローン」といいます。）から住宅ローンの貸付け（以下「本貸付け」といいます。）を受けるに当たり、全宅住宅ローンが本貸付けに独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）の住宅融資保険を付保することに伴い、下記1の個人情報の利用等について理解し、確認のうえ同意しました。

併せて、下記2以下に記載の住宅融資保険の利用に関する事項の説明を受け、確認のうえ同意いたしました。

### 記

#### 1 機構が個人情報を利用する業務の内容及び目的（機構への同意事項）

私は、本貸付けに係る申込み（本貸付けが、他の住宅ローンが行われるまでの間に必要となる資金を調達するための貸付けである場合にあっては、当該他の住宅ローンに係る申込みを含む）に関し、全宅住宅ローンが保有する私の個人情報を次の業務及び利用目的のために機構に提供し、機構が、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、私の個人情報を当該業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

また、私は、機構が、機構（住宅金融公庫を含みます。）の融資、貸付債権の譲受け又は住宅融資保険の付保に係る業務を通じて既に取得し、又は取得する私の個人情報を独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

##### (1) 業務内容

- 住宅融資保険引受けのための審査
- 保険金の支払いのための審査
- 保険代位（保険金の支払いにより、全宅住宅ローンから機構に住宅ローン債権が移転することをいいます。以下同じ。）した後の保有債権の管理回収
- 住宅の建設等に必要資金の貸付けを行った全宅住宅ローンからの貸付債権の譲受け
- その他これらに付随する業務

##### (2) 利用目的

- 保険引受のための資格確認、与信取引上の判断、審査、決定、継続的な管理のため
- 保険金の支払いの判断のため
- 保険引受基準の見直しのため
- 保険代位により生ずる私との法律に基づく権利の行使及び義務の履行のため
- 私に対する貸付債権を、機構が全宅住宅ローンから譲り受けるに当たって行う与信判断のため
- その他私との取引の円滑かつ適切な履行のため

#### 2 住宅融資保険制度について（全宅住宅ローン及び機構への同意事項）

私は、住宅融資保険について、次の内容を確認しました。

- (1) 住宅融資保険とは、全宅住宅ローンを契約者、機構を保険者とし、私が全宅住宅ローンに対する住宅ローンの返済の継続が困難となった場合等、所定の要件が認められたときに、機構が全宅住宅ローンに対し保険金を支払うものであること
- (2) (1)の場合、保険代位するものであること
- (3) 機構が全宅住宅ローンに対し保険金を支払うまでは、私は機構との間に直接の契約関係は生じないこと
- (4) 機構が全宅住宅ローンに対し保険金を支払った場合でも、これにより私の本貸付けに係る債務が消滅するものではなく、機構が引き続き当該債務の回収を行うこと
- (5) 住宅融資保険の付保に係る保険料は、全宅住宅ローンが機構に対し支払うものであること

#### 3 保険料相当金額の負担（全宅住宅ローンへの同意事項）

私は、全宅住宅ローンが住宅融資保険に加入するために機構に対し支払う保険料相当額について、私が負担することに同意しました。

私が負担するに当たり、当該保険料相当額を手数料として一括で全宅住宅ローンに支払います。なお、一括払いの際の手数料には消費税が加算されることを承諾しました。

また、私が一括払い又は毎月払いにより負担した手数料等は、年末調整における保険料控除の対象にならないことも承諾しました。

#### 4 住宅ローンの使途及び調査への協力（全宅住宅ローン及び機構への同意事項）

私は、本貸付けに係る借入金の全部を（土地資金先行支払・建築着工金支払・建築資金中間金支払）のために利用します。

また、当該借入金に係る住宅に関し、申込金融機関又は機構がその使用状況等について調査する場合は、これに同意するとともに、当該調査に協力します。

#### 5 保険代位後の管理回収（機構への同意事項）

保険代位後、機構は、私に対する住宅ローン債権の管理回収を、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）に規定する債権回収会社に委託する必要があることを同意します。

#### 6 本同意書の条項に不同意の場合（全宅住宅ローンへの同意事項）

私が本同意書の条項の全部又は一部に同意しない場合は、私は全宅住宅ローンから本貸付けを受けることができなくなる場合があることを承諾しました。

#### 7 問い合わせ窓口（全宅住宅ローン及び機構への同意事項）

私は、機構に対する個人情報の開示、訂正又は削除の申出その他個人情報に関する問い合わせについては機構に、それ以外の問い合わせについては全宅住宅ローンにそれぞれ連絡するものとします。

#### お問い合わせ窓口

全宅住宅ローン株式会社 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-16-9  
【登録番号】 関東財務局長 (4) 01431 TEL 03-3252-1414

代理店 全宅ファイナンス株式会社 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-16-9  
【登録番号】 関東財務局長 (4) 01453 TEL 03-3252-8282

独立行政法人住宅金融支援機構 〒112-8570 東京都文京区後楽1-4-10  
住宅融資保険部 TEL 03-5800-8149